

## 「本人の同意は絶対に得ない」 「必要な要員は確保している」 誠意のない回答に全て対立！ 『申第25号』に対する業務委員会

本部は2月28日、「第34回臨時大会決定に基づく、本人の同意なき一方的な休日出勤指定」に関する申し入れ（『申第25号』）における業務委員会を開催しました。

休日出勤を指定するに当たり、本部は本人の同意を得ることを強く要求しました。会社は「基本協約第49条に則って行っている」と主張しましたが、どう見ても恣意的解釈でしかありません。本部は「年間休日120日は協約で定められている。勝手に休日を奪うことは、協約の債務不履行だ」と主張したところ、会社側委員は突如顔色を変え声を荒げました。

また、会社が「必要な要員は確保している」と主張しつつも、なぜピークでもない閑散期に休日出勤が発生するのかと追及しても、「要員はピークに合わせない」と、質問の主旨をはぐらかす回答しかできませんでした。

さらに、5日前の勤務確定についても議論となり、本部は基本協約36条に違反していること、基本協約にも就業規則にも「日別勤務指定表」の文言はどこにもないことを指摘しましたが、会社は「勤務指定は乗務員勤務として発表している。勤務か休日かの区別はできている。これで乗務員にとっては生活設計は十分取れる」と、全く理解不可能な回答をしてくる始末です。

このように、会社は基本協約、労基法や労基署の見解をも無視し、JR東海の解釈こそがルールだと言わんばかりの対応に終止し、すべての要求項目において対立で終了しました。